



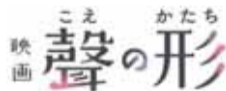
手話はもう一つの言葉

手話は、日本語や英語等と同じ「言語」です。
手話にも独自の文法があり、手、指、体等の動きや顔の表情を使って表現します。
他の言語と同じように「あいさつ」から始めることで、手話への扉が開きます。
区では、誰もが心豊かに暮らせるように、手話の理解・普及、手話を使いやすい環境づくりを進めていきます。

問合せ 障害者福祉課庶務係 ☎内線2681

荒川区手話言語条例を制定します

荒川区手話言語条例制定記念



の上映

字幕付き

期日 8月18日(出) 時間 ▶第1回…午前10時～午後0時30分 ▶第2回…午後2時～4時30分

会場 ゆいの森あらかわゆいの森ホール 対象 区内在住・在勤・在学で、小学生以上の方 定員 各100人(抽選) 締切り 7月31日(火)

申込み 往復はがき・ファクス・電子メール・二次元バーコード(右)で、①映画「聲の形」②住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤希望の回(第2希望まで)⑥希望人数(2人まで)⑦車いす使用の有無を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所障害者福祉課庶務係へ FAX(3802)0819 ☎syouhuku@city.arakawa.tokyo.jp



二次元バーコードから申し込みできます

2・3面で、手話について紹介します

▶心豊かな地域社会の実現に向けて



荒川区長・特別区長会会長
西川 太一郎

年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、地域の中で自分らしく、相互に尊重され、心豊かな生活を営むことは、すべての区民の願いです。

このような理念の下、手話を「言語」として位置づけ、その理解と普及を促進するため、区は「荒川区手話言語条例」を制定します。

この条例は、ろう者が安心して日常生活を営み、地域において社会参加ができる環境づくりを、区・区民・事業者が一体となって推進していくことを柱としています。ろう者にとって重要なコミュニケーション手段である手話の理解・普及促進・環境整備を通じて、全ての区民が相互に尊重し合える心豊かな地域社会の実現を目指しています。

区は、これまでも、障がいのある方へのコミュニケーション支援として、「手話通訳者等派遣事業」や「手話講習会」のほか、ポードで簡単に意思表示ができる、「コミュニケーション支援ボード」の作成等、様々な施策を積極的に展開してきましたが、これらの取り組みをより一層推進していくためには、区民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

区は、この条例の制定を契機に、さらに、手話を身近に感じ、理解を促進する取り組みを推進し、「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指して参ります。